

男鹿市告示第36号

男鹿市災害罹災者に対する見舞金支給要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市災害罹災者に対する見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、災害により被害を受けた罹災者に対し、見舞金の支給を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災により生ずる不慮の被害をいう。
- (2) 住家 専ら居住の用に供する建物であつて、現に居住しているものをいう。
- (3) 世帯 同一の住家において生計を一にしている実際の生活単位で市に住所を有しているものをいう。

(支給対象)

第3条 見舞金の支給対象は、市内に居住し、住民基本台帳に登録されている次の世帯とする。ただし、故意又は重大な過失により災害を発生させたものについては、これを支給しない。

- (1) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- (2) 災害により住家が全壊、流失又は全焼した世帯
- (3) 災害により住家が半壊又は半焼した世帯
- (4) 災害により住家が床上浸水した世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた世帯

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号 30万円

- (2) 前条第2号 30万円
- (3) 前条第3号 10万円
- (4) 前条第4号 5万円
- (5) 前条第5号 市長が定める額

(見舞金の支給)

第4条 市長は、災害状況調査書（別記様式）に基づき必要な事項を調査のうえ、見舞金の支給を決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(旧要綱の廃止)
- 2 災害罹災者に対する見舞金支給等に関する基準（平成18年6月1日施行）は、廃止する。